

**令和6年度整備
(令和6年9月1日事業開始)**

**松戸市送迎保育ステーション受託法人 募集要項
(送迎保育ステーション事業)**

募集期間：令和6年4月17日(水)～5月8日(水)

【担当部署】

松戸市役所 子ども部 幼児教育課

T E L : 047-701-5126 F A X : 047-366-1205

Email : mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp

1. 事業概要

松戸市では、新たに松戸市送迎保育ステーション事業(以下「本事業」)の受託法人(以下「事業受託者」という。)を募集します。受託を希望される方は、書類提出の前に必ず幼児教育課と協議してください。

(1) 事業の目的

長時間の保育を必要とする幼稚園等に在籍する児童に対し、事業受託者が、送迎保育ステーション(以下「ステーション」という。)で送迎に伴う朝夕の保育(以下「送迎保育」という。)を実施する。また、ステーションにて日中の一時預かり保育を実施し、幼稚園の預かり保育休園日その他の理由で一時的に家庭での保育が困難な状況にある地域の児童の保育を実施する。

(2) 事業開始日

令和6年9月1日の事業開始をすること。

(※ただし、新築物件の引渡し時期により事業開始が間に合わない場合等の事業開始日については協議に応じます)

(3) 事業の募集数

2箇所

(4) 事業実施施設設置場所

松戸駅西口、東松戸駅前周辺地域 各1箇所

2. 応募要件

次の要件を満たすこととする。

- (1) 松戸市内での保育実績を有し、「児童福祉法」第35条第4項の規定に基づき認可された保育所を運営する法人又は「学校教育法」第4条第1項第3号の規定に基づき認可された幼稚園を運営する法人及びその他の法人(設立予定含む)であること。
- (2) 関係者等が松戸市暴力団排除条例(平成24年3月29日松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (3) 事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (4) 安定的な経営を行い、児童が心身ともに健やかに育成されるよう尽力できること。
- (5) 施設名称が市内の既存施設の名称と同一又は類似したものでないこと。
- (6) その他、事業を適正に履行する見込みがあること。

3. 事業内容

(1) 対象児童(全てを満たすこと)

ア 松戸市在住の3歳児から就学前までの児童

イ 市が指定する幼稚園等に通園する児童

ウ 保育を必要とする事由(保護者の就労等)を満たす児童

(2) 開所時間等

- ア 開所日は、月曜日から土曜日までとすること。
 - イ 開所時間は、7：00から19：00までを原則とする。
 - ウ 休日は、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）とすること。
- (3) 原則、朝夕のバス送迎の前後（7：00から9：30、16：30から19：00）に利用児童の保育を実施すること。また、幼稚園の預かり保育休園日については、7：00から19：00まで優先的に一時預かり事業を実施できる体制を整えること。
 - (4) 10：00から15：00までの間、送迎保育を利用する児童の利用を妨げない範囲で、一時的に保育を必要とする児童の保育を実施すること。
 - (5) 定員は、30名程度とする（原則30名としますが、地域の保育需要に拠っては、定員数の協議に応じます）
 - (6) 施設の設備及び職員の配置等については、国が定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」等を参考に送迎保育ステーション事業を、「一時預かり事業実施要綱」等により一時預かり事業を実施することにより安全かつ安心な預かりができること。
 - (7) 職員は、保育士等、その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了したもの（以下「保育従事者」という。）とする。
 - (8) 施設利用料は、市が決定し事業受託者が徴収し施設の収入とすること。
 - (9) 委託料については、人件費、賃借料（施設を賃貸借により設置する場合）、光熱水費、備品・消耗品費、事務費等、送迎保育ステーション事業実施に係る経費を勘案し、利用料見込額を除いた額により、当該年度の予算額の範囲内で決定し、支払うものとする。

4. 施設基準等

- (1) 建物
 - ア 送迎保育事業を実施する施設は、事業受託者が所有又は賃借する施設とする。
 - イ 建築基準法で定める用途変更が必要な場合は、関係法令に基づき変更を行うこと。
 - ウ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和56年以前の完成した建物の場合、耐震調査を実施し問題のないもの、又は耐震補強済のもの）
 - エ 実施施設は、1階・2階に設けることが望ましいものであるが、2階以上に設ける場合は2方向避難を確保しており、建築基準法で定める耐火建築物または準耐火建築物であること、及び転落事故を防止する設備が設けられていること等、基準に基づき整備すること。
 - オ 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。検査済証の交付を受けていない建物の場合は、以下によること。
 - (ア) 施設の延床面積が200㎡（建築基準法の改正があった場合は、新法に定められた面積）以下の場合、建築確認申請時の設計図書一式を基に、国土交通省のガイドラインに従い、民間の指定確認検査機関が実施する遵法性調査の結果により、建築基

準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。

- (イ) 施設の延床面積が200㎡（建築基準法の改正があった場合には、新法に定められた面積）を超える場合、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。なお、現在、当該建物を保育施設として利用しており、かつ、用途が保育所でない場合には、上記の遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保障されていること。ただし、詳細については図面にて協議すること。
 - (ウ) 応募事業者が市長に関係書類を提出することにより、次の a から c のすべての条件を満たすことを条件に認められる場合があるため、事前に幼児教育課へ相談すること。
 - a) 施設規模が100㎡程度の送迎保育ステーション事業にかかる専用面積が確保できる物件であること。
 - b) 建築基準法の新耐震基準に基づく建築確認済証が交付されていること。
 - c) 建築物の構造耐力や耐震性能について、建築確認時の設計図書、構造計算書及び施工図等に基づき新耐震基準を満たす建築物であること、あるいは鉄筋コンクリート造等にあつては I s 値（構造耐震指標）が 0.6 を超えることなどの証明ができること。
- (2) 保育室等の面積等
- ア 保育室、屋外遊戯場（事務所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所（以下『代替園庭』という。）含む）、調理設備及び便所等、事業に必要な設備を設けること。
 - イ 保育室の面積は子ども1人につき1.98㎡以上で、必要面積を積算すること。
 - ウ 屋外遊戯場（及び代替園庭）の面積は、子ども1人につき3.3㎡以上であること。
 - エ 実施施設は、児童の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有する施設であること。
 - オ 調理設備、便所は、保育室等と区画されていること。
 - カ 消火器及び非常警報器具等の消防設備が設けられていること。
- (3) その他
- ア 千葉県認可外保育施設指導監督基準を参考に安全かつ安心な運営を実施すること。
 - イ 最寄駅から徒歩5分程度に所在すること。
 - ウ 建築基準法、消防法等施設に係わる関係法令を遵守していること。
 - エ 代替園庭となる公園等が概ね350m以内の距離にあるとともに、積極的に戸外活動を実施できる体制を確保すること。また、代替園庭までの移動に際し、安全性を確認した旨を記載した書類（経路図等）を提出すること。
 - オ 送迎バスへの乗降ができるスペースがあること。

5. 保育内容

(1) 保育内容

保育所保育指針に準拠するとともに、送迎保育に留意した保育する児童の状態に応じたものとする。

- ア 児童の使用する設備、食器又は遊具等について、安全かつ衛生的な管理に努めること。
- イ 医薬品、その他の医療品を備えること。
- ウ 実施施設において感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) 健康管理

職員に対し、採用時及び1年に1回定期健康診断を行うこと。また、月1回以上の検便を実施すること（調理員については、月2回以上）。

(3) その他

- ア 事業受託者は、賠償責任保険に加入しなければならない。
- イ 事業受託者は、災害や不審者からの被害など不測の事態に備えて、緊急時の連絡体制を確定し、日頃から避難経路を確認するとともに、消火訓練及び避難訓練を毎月1回以上実施し、緊急時の対応マニュアルを作成するものとする。

6. 事業開始までのスケジュール（予定）

時期	事項
令和6年4月17日～	募集開始 書類受付
令和6年5月8日	提出締切
随時	ヒアリング ※1
随時	選考会議、事業受託者決定、内示書送付
随時	施設改修完了検査
令和6年9月1日	事業開始 (※ただし、新築物件の引渡し時期により事業開始が間に合わない場合等の事業開始日については協議に応じます)

※1 応募事業者は、市が必要と判断する場合、随時、応募内容のヒアリングや運営施設の現地確認を行う場合があるため、応じること。

※2 内示日前の着工・賃貸借契約は、市の補助対象外となるため、注意すること。

7. 整備に関する補助金について

既存建物を改修して送迎保育ステーションを設置するのに要する費用を松戸市予算額（当該年度の予算措置がなされた予算額）の範囲内で補助する。なお、当該補助金については、事業予定者として内定した後、別途協議が必要となるものであり、本公募の選定をもって補助金等の交付を確約するものではありません。

予算額：1施設当たり（上限）1,300万円

補助対象経費

- ・設備整備及び改修整備等にかかる費用
- ・開設準備期間の賃借料（礼金を含み、敷金及び保証金を除く）

8. 選考方法

- (1) 応募要件、施設・運営基準と照らし合わせた上で、保育実績、整備費用、施設の立地条件等により選考する。
- (2) 応募者は、担当課が必要と判断する場合は、選考日までに随時、応募内容の確認を行うので応じること。

9. 応募の手続き

実施を希望される方は、幼児教育課と事前協議してから書類を提出するようにしてください。
なお、事前協議される際は、必ず幼児教育課に事前連絡してください。

(1) 応募書類の提出

- ア 提出期間 令和6年4月17日（水）から令和6年5月8日（水）
※土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで受付
【電話等により事前に幼児教育課へ予定地を提案の上、メールまたはFAX等により該当地情報を送付し、幼児教育課確認後に事前協議に進むこと】
- イ 提出場所 松戸市 子ども部 幼児教育課 松戸市役所新館7階
- ウ 提出方法 必要書類を提出期間内に提出場所へ**持参**してください。
※郵便や電送による提出は受付しておりません。
- エ 提出部数 正本1部、副本1部（A4ファイルに綴る）
※項目毎にインデックスをつけてください。

(2) 提出書類（必要に応じて別添可とする）

①事前協議書

事前計画書（別紙1）

収支計画書（別紙2）

施設平面図（別紙3）

※採光・換気・排煙の基準に関連する計算表を平面図に記載すること。

※各室の収容人数、壁芯面積及び有効（内法）面積を記載すること。

設計者の確認を証明する書類（別紙4）

松戸市送迎保育ステーション事業 受託提案内容（別紙5）

②誓約書（任意様式）

③建築確認済証及び検査済証

※検査済証が交付されていない場合は、法適合状況調査の結果報告書又は建物が関係法令に適合していることを証明できる書類

④新耐震基準施行前に設計・建築された建物は、耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（任意書式）

⑤その他、市長が必要と認める書類

10. 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者負担とする。
- (2) 提出書類の提出期限以降における差替え及び再提出は原則認めない。
- (3) 虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。
- (5) 提出書類の内容は原則非公開として取り扱う。
- (6) 提出書類は、提出者に無断で、選考を行う作業以外の目的に使用しない。
- (7) 本事業において応募者がいない場合、又は審査結果によりすべての提案が松戸市の本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、受託法人の決定を行わないことがある。
- (8) 事業受託者決定後、送迎保育ステーション事業以外の用途に使用しないこと。
- (9) 整備に関する補助金及び委託料については、当該年度の予算措置がなされた予算額の範囲内で決定し、支出するものとします。なお、当該補助金については、事業予定者として内定した後、別途協議が必要となるものであり、本公募の選定をもって補助金等の交付を確約するものではありません。
- (10) その他、定めのない事項が生じたときは、協議のうえ決定するものとします。

11. 担当課

松戸市役所 子ども部 幼児教育課

〒271-8588 松戸市根本387-5

TEL 047-701-5126 (幼児教育課直通)

FAX 047-366-1205

E-Mail meyoujik@city.matsudo.chiba.jp